

「交換ランプ」商品形態・不正競争行為差止等請求控訴事件：知財高裁平成 22(ネ)10088・平成 23 年 5 月 19 日（2 部）判決＜控訴棄却＞

【事案の概要】

1 控訴人は、① 控訴人が製造販売する原告 250 型ランプ及び原告 252 型ランプの商品形態が商品等表示として需要者間に広く認識されているとして、被控訴人が被告 250 ランプ型及び被告 252 型ランプを製造販売する行為は不正競争防止法(不競法) 2 条 1 項 1 号所定の不正競争に該当すると主張し、② 同法 3 条に基づき、被告商品の製造等の差止め及び廃棄、並びに③同法 4 条に基づき、損害賠償金 5000 万円と遅延損害金の支払、又は、④ 上記①③の請求と選択的に、被控訴人の原告各ランプと混同を生じさせようとする不公正な営業活動が不法行為に該当すると主張して、民法 709 条に基づき、同額の損害賠償金の支払を被控訴人に求めた。

2 原判決は、不競法違反に基づく請求について、原告各商品形態が、控訴人の業務に係る交換ランプであることを示す商品等表示として需要者の間に広く認識されていたものとは認め難いとして、請求を棄却するとともに、一般不法行為の成立も否定してその請求を棄却した。

【判 断】

1 当裁判所も、原告各商品形態は、不競法 2 条 1 項 1 号で保護される周知の商品等表示とはいえ、控訴人の不競法違反に基づく請求は棄却すべきものと判断する。その理由は、次のとおり改め、加えるほかは、原判決 12 頁 23 行目以下の「1 争点(1)ア（原告各商品形態は周知の商品等表示といえるか）について」記載のとおりである。

(1) 13 頁 12 行目「作られている。」に続けて、次のとおり加える。

「すなわち、原告各光源装置は、発光部として装着されたアーク灯（メタルハライドランプ）からの光を集光鏡によって中心部に集光するだけでなく、集光鏡の対面に反射鏡を設けることで、集光鏡の反対面に向かう光も集光鏡に戻して中心部に集光するとともに、集光された光束の中心角度部分が欠ける中抜け現象減少を防止するため、円錐形状凹レンズを設けたものと認められ、適切に光を集光する観点から、光源装置における反射鏡及び円錐形状凹レンズの曲率や厚さなどの形状及び配置場所などが設定され、これらとの対応関係により、交換ランプの集光鏡の口径、曲率、湾の深さなどの形状も、技術上一義的に特定されたものといえる。」

(2) 14 頁 19, 20 行目「メタルハライドランプの光源・照明市場におけ

る」を、「光源・照明市場におけるメタルハライド光源装置販売の」に改める。

(3) 16頁13行目の次に、行を改めて次のとおり加える。

「(カ) 高圧放電ランプであるメタルハライドランプと、同様の高輝度のランプであるハロゲンランプにおいては、半球状の湾の浅い集光鏡が広く用いられている。(乙15～43, 45～58。枝番号を含む。)」

(4) 18頁24行目の次に、行を改めて次のとおり加える。

「エ また、控訴人は、形態的特徴の判断については、あくまでも市場における商品形態の特徴について判断すべきところ、本件における市場は、メタルハライド光源ランプ250Wクラスでの市場であり、これらのランプを製造販売しているのは、控訴人、岩崎電気、目白ゲノッセン、ケンコーであるから、商品の比較については、これらの製造メーカー間において行うべきものであり、その比較の結果、原告各ランプの形態的特徴は明らかであると主張する。

しかし、商品の有する形態が独特の特徴を有するか否かの判断においては、当該商品の需要者・使用者が当該商品の形態の中にどのような特徴的構成があると認識するかが重要であるから、当該商品の形態と同一種類の商品の形態との対比が基本となるとしても、それに限定される合理的理由はなく、当該商品と類似する品目の商品の形態をも念頭に置いて需要者・使用者の認識を検討すべきものといわなければならない。本件においても、原告各ランプと同一のメタルハライドランプにおける商品上の形態を基本としつつ、同様の高輝度のランプであるハロゲンランプにおける一般的形態も念頭に置いて、その形態上の特徴を検討すべきである。そして、メタルハライドランプ及びハロゲンランプの商品市場において、原告各ランプと同様の半球状の湾の浅い集光鏡が広く用いられていること、集光鏡の外周縁部又は側面部に位置決め用の切り欠けを設けることが公知公用の形態であることは、前記「ク 他社製品の商品形態」に認定したとおりであるから、控訴人の上記主張を採用することはできない。

控訴人が、原告各商品形態が形態的特徴を有すると主張するその他の点をもってしても、周知の商品等表示性を認めることはできない。」

2 当裁判所は、被控訴人に控訴人主張の不法行為が成立するものではないと判断するところ、その理由は、原判決18頁25行目以下の「2 争点(2)

(一般不法行為の成否) について」記載のとおりである。

引用した原判決の上記説示において、本件では不法行為が成立するといえないことを、商品等表示該当性の有無の判断と別に判断しているところであって、当審における控訴人の主張を考慮しても、上記判断は左右されない。

以上によれば、不競法違反に基づく請求及び一般不法行為に基づく控訴人の請求はいずれも理由がなく、これらを棄却した原判決は相当である。本件控訴は理由がないのでこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

【論 説】

1．知財裁判所による控訴審判決は、地裁の判決理由の各項について、理由を補足追加するだけで、補正変更するものではないから、ここでは特に論ずることはしない。

ただ一点だけ議論の余地があるとすれば、原審判決が認定している、原告主張の商品形態は、交換ランプとしての互換性を維持するために、他の商品形態を選択する余地が絶対になく不可避的な形態といえるものなのかどうかという点である。そして、そういう商品形態の場合にあっては、不競法2条1項1号の商品等表示から除外されるべきであると断定してよいのかという疑問である。

けだし、不競法19条は、本法規定の適用除外の場合を規定しているところ、前記のような場合の適用除外についての規定はないからである。したがって、再考の余地があろう。

2．参考までに意匠法においては、法5条3号に不登録意匠についての規定があるが、不競法にそれは存在しないことは、法の欠陥ということになる。したがって、立法の欠陥を無視した本件判決は、原審判決とともに問題を残しているといえるから、この判決を機縁に早急に改正されるべきであろう。

〔牛木 理一〕